

札幌市交通局障害者活躍推進計画（令和2年3月作成）

機関名	札幌市交通局
任命権者	札幌交通事業管理者 交通局長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	<p>札幌市交通局において、令和元年度現在、法定雇用率は達成しているが、障がい者の退職者等により、今後雇用率が低下する見込みである。</p> <p>また、正規の職員については、交通局独自に採用を行っておらず、札幌市の各機関との人事交流により、障害者雇用を行ってきたところである。</p> <p>本活躍推進計画期間の終期まで継続して法定雇用率の達成を目指すべく、会計年度任用職員の制度を活用し、交通局独自に障がいを持つ職員（以下「障がい職員」という。）の採用を進めていくとともに、障がい者である職員の活躍のために、以下のとおり、さらなる体制整備や各種取組の推進を図る。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】 （令和7年3月31日時点）2.61%</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.57%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として交通局事業管理部総務課長を選任する（選任済）。 ○障害者職業生活相談員として、交通局事業管理部総務課職員係長を選任する（選任済）。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に合わせ定期的に更新を行う。 ○管理監督者等を対象に、年に1回以上、専門家を講師として、障がいに関する理解促進・啓発のための講習会を開催する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○新規採用又は部署異動時やその他日常において定期的に面談を行い、障がい者と職務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者職業生活相談員への相談のほか、面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○障害者の状況に応じ、定期的又は随時面談の機会を設け、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

	<p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境等の整備や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p>
--	--